〈研究ノート〉

エトロフ問題の歴史的起源

——一九世紀初頭の漁業経営

髙橋　周

はじめに

エトロフ島[1]は、いわゆる北方領土の最北に位置し、国境問題を孕んだ島である。現在、日本政府はエトロフ島までを固有の領土と主張している。その根拠は、近世期におけるエトロフ島支配の確立にまで遡ることができる。一八世紀末になると、千島列島でのロシアの南下は、エトロフ島にまで及びつつあった。それに対して「日本」[2]側では、多くの「日本」人がエトロフ島に入ることによって、ロシアが手を引くようになると考えていた。[3]実際に「日本」人の往来が多くなってからは、ロシア人がエトロフ島に住むことはなく、「日本」による支配という事実が積み重ねられていった。これにより、幕末の国境確定交渉の初期に、ロシア側が行ったエトロフ島まで領有の主張を、日本側は拒絶することができた。[4]その結果、日本とロシアの国境はエトロフ島とウルップ島の間に引かれた。現在のエトロフ島までの返還要求は、この時の国境確定にもとづいている。[5]つまり近世期での支配が、今日の日本政府による主張の淵源となっているのである。

最初に「日本」がエトロフ島へ直接支配を及ぼそうとしたのは、田沼意次が一七八五（天明五）年に開始した蝦夷地調査である。翌一七八六（天明六）年に、調査隊の一人である最上徳内が渡ると、エトロフ島には三人のロシア人がいた。北隣のウルップ島には、すでにロシア人が住むようになっていた。[6]「日本」の歴史に直接関与しだしたこの時から、エトロフ島は国境の島であった。ロシアの接近は、一八世紀末から一九世紀初頭の重要な対外問題であり、幕府が蝦夷地への関与を始めた政治的原因であった。幕府は一七九九（寛政一一）年にエトロフ島を含む東蝦夷地を直轄とした。[7]エトロフ島はロシアに対峙する最前線であった。箱館奉行は、一八〇三（享和三）年の老中への書付に、エトロフ島は外国に最も近く、特に隣のウルップ島

には「ヲロシア人」が住むので、取締りの第一の場所であり、最初の年からエトロフ島を「眼目」として取り扱ってきた、と記している。[8] エトロフ島が、対ロシアという点で特別な地域であったことは間違いないであろう。

エトロフ島では、単に政治的な活動だけではなく、「日本」人による経済活動も行われるようになった。エトロフ場所の開設である。近世後期の蝦夷地では、漁業や対アイヌ交易などの経済活動を行う地域を「場所」という概念で呼んでいた。各場所での経済活動は、商人が松前藩（直轄中は幕府）から請け負う「場所請負」という制度で行われていた。場所が開設され、継続されていったことは、経済的にも「日本」の支配がエトロフ島で確立されていったことを物語っている。したがって、エトロフ場所の開設と経営を分析することは、今日の北方領土問題を考える上で必要不可欠であろう。

場所としてのエトロフにも、特別な点があった。それは、場所の開設が幕府直轄で行われたことである。他の場所は幕府の直轄開始時にはすでに開設され、商人による場所請負が行われていた。例えば、エトロフ島の南隣のクナシリ島には一七五四（宝暦四）年に、カラフトには一七九〇（寛政二）年に、場所が開設された。[9] それに対して、エトロフ島では一七八六年の後、一七九一（寛政三）年、一七九八（寛政一〇）年と調査が行われ、場所が開設されたのは、直轄後の一八〇〇（寛政一二）年であった。[10] 場所開設時は請負ではなく幕府による直捌（直接経営）であったので、その開設や経営に幕府の場所制度への考え方が反映されたと思われる。

エトロフ場所には、開設時から一八三二（天保三）年まで高田屋が携わっていた。高田屋は初代嘉兵衛が兵庫を拠点に海運業を興し、一七九八年には箱館に支店を設けた。一七九九年にエトロフ島への航路を開き、東蝦夷地の他地域で場所請負が再開される一八一三年以前から、例外的にエトロフ場所を請負っていた。[11] その後、ゴロヴニン事件の際にロシアとの密約があったとして一八三二年に免ぜられるまで、高田屋によるエトロフ場所の請負は続けられた。[12] この期間は、ロシア人によるエトロフ島襲撃（一八〇七（文化四）年）やゴロヴニン事件（一八一一（文化八）年～一八一三（文化一〇）年）などを経て、エトロフ島への「日本」の支配が安定した時期である。同時に、エトロフ場所の経営が悪化した時期でもあった。しかし、史料上の制約もあり、この間の場所経営の研究はあまり行われていない。[13] 本稿で用いる「エトロフ場所産物買入直段書」[14] および「エトロフ中考」は、いずれも高田屋の子孫である高田嘉七氏が所有し、氏が館長を務める北方歴史資料館（函館市）に保管されてある、管見の限り今まで用いられてこなかった史料である。

エトロフ場所は開設当初こそ利益をあげたが、その後は経営を悪化させていった。これについては、例えば白山友正氏の『増訂松前蝦夷地場所請負制度の研究』には「当初鮭鱒は頗る好漁で有り、その運上金も二千両を下らなかったが、薄漁とな

り文政元年（一八一八）頃は千両に下落している。高田没落後は愈々薄漁となり、高田屋に代った関東屋は天保七年（一八三六）悲鳴を上げ辞退、そこで仝九年（一八三八）藤野喜兵衛、西川准兵衛、岡田与兵衛の三人が匿名組合をつくり、（略）経営したが収支償わずして四年後に之を返納し、後之を継続する者がないので、荒廃に帰せんとしたので、天保十二年（一八四一）十月、伊達林右ェ門、栖原仲蔵の共同請負となった」とある。[15] 高田屋の請負中から経営が悪化、高田屋が請負を解かれた後はさらに深刻となり、場所請負は立ち行かなくなった。その原因を漁獲量の減少としている。『新北海道史』にも同様の記述があり、[16] 菊池勇夫氏も近著で経営悪化の主な理由を漁獲量の減少としている。[17]

しかしこれらの研究では、エトロフ場所の産物の多くが消費された「日本」市場の動向が見逃されている。生産局面での経営状況の変化が市場と無関係とは考えにくい。本稿は、「日本」市場との関係からエトロフ場所の経営を明らかにすることを目的とする。そのために、まず集荷時の産物の買い入れ価格を、つぎに経営状態の変化の原因を検討する。

第1節　買い入れ価格の設定

幕府は東蝦夷地の直轄にあたり、銭相場・米相場とともに、アイヌとの交易価格を固定した。幕府は相場・価格の変動が、アイヌには交易への疑念を、場所請負人には乗ずる機会を与えていたと判断した。その解消のために、直轄開始の時点における各場所の交易価格をもって永久的なものとした。これは、交易を正すことによって、アイヌからの信用を獲得しようとするものであった。[18] もっとも、実際には米などが代物として支払われており、この価格は代物である「日本」品の価値を示す尺度であった。以下、エトロフ場所での買い入れ価格の設定についてみていく。

価格設定における配慮

エトロフ場所における価格の設定には、特有の事情があった。そのことについて、エトロフ場所の開設にあたった支配勘定近藤重蔵は、場所を開設した一八〇〇年に次のように記している。

當地之儀者新開御場所ニ付諸産物蝦夷共ゟ御買上直段も初而取究候折柄ニも有之候處、前〻當地蝦夷共輕物其外油等積乗セ、クナシリ幷子モロ・アツケシ江罷出交易仕候節者格別之遠海罷越候譯を以、エトロフ産物之義其場所之定直段ゟハ一等宜敷買上遣候趣ニ相聞候へ共、此度者此方ゟ格別之遠海廻船被差遣候ニ付而ハ、運賃諸失脚も不少義ニ付、是迄當地蝦夷共地方へ罷出候振合を以見合候へハ、一等下直ニ買上可申者相當之義ニ御座候ニ付品〻不相當無之、蝦夷共為ニも相成候様直立取究、委敷申諭候而も是迄覚居候俵割ニ而已屈託仕、兎角呑込不宜、彼此難澁候趣ニ相聞へ、

強而直立いたし候へハ、氣受ニも拘り候[19]

エトロフ場所での産物の買い入れ価格を初めて決めるにあたり、エトロフ島のアイヌが行っていた交易を考慮している。場所開設以前には、クナシリ・ネムロ・アッケシまでエトロフ島のアイヌが「格別之遠海」を渡って交易を行っていた。そのため、エトロフ島の産物は、それらの場所での相場よりも高く買上げられていた。高田屋嘉兵衛が航路を見出すまで、クナシリ―エトロフ間は激しい潮流により交易用の船を渡すことができず、「日本」側ではエトロフ島への渡海を困難なものと考えていた。航路開拓と場所開設により、逆に「日本」側からエトロフ島へ渡ることになった。そのため、産物をそれまでより安く買上げることが「相當之義」とされた。クナシリ―エトロフ間の輸送のコストである「運賃諸失脚」が考慮されていたのである。他の場所と同じ「日本」を市場とすることから、コストという経済的要因が考慮されたのは当然であろう。

同時に、近藤は買い入れ価格の変更による悪影響も心配している。すでに述べたように、エトロフ島は対ロシアという点で重要な位置にあり、幕府の蝦夷地対策の「眼目」とされていた。そのことは、エトロフ場所開設に際し蝦夷地取締御用掛[20]が近藤に出した指示でも明らかである。そこでは、エトロフ島は国境の島なので最も厳重な警戒が必要であるが、周囲が二〇〇余里の島なので番屋や砦を設けるわけにもいかず、ただただアイヌを厚く「撫育」して外国に傾かせないことが処置の「眼目」であるとされた[21]。このような指示のもと、近藤が価格設定にアイヌの「氣受」という経済外的要因にも配慮しなければならなかったのは当然であろう。

設定された価格の意味

エトロフ場所での産物価格に関する史料として、「エトロフ場所産物買入直段書」がある。成立年代は書かれていないが、高田家に残された史料であるので、場所開設から高田屋が場所請負を解かれた一八三二年までのものであろう。この期間の買い入れ価格は固定されており、この史料にある価格は、エトロフ場所開設以来の一貫したものと言える。

エトロフ場所での価格を隣のクナシリ場所でのものと比較したのが表1である。クナシリ場所の価格は、松前奉行所調役荒井保恵[22]によって一八〇九（文化六）年に記された『東行漫筆』のものである。表1には、両史料に共通したすべての産物の価格が挙げられている。

二つの場所の価格には明らかに結びつきがある。エトロフ場所の価格をa、クナシリ場所の価格をbとすると、両場所同額の鰊を除き、a／bはすべて（n－1）／nとなっている（nは自然数）。例えば、生産量・生産額とも最も多い〆粕のエトロフ場所での価格は、一俵＝二一貫目が三五八文であった。これはクナシリ場所での〆粕価格四四八文の4／5である。このよ

うに、エトロフ場所の価格は同じ産物のクナシリ場所での価格の1／nだけ低くなるように設定された。[23] また、エトロフ場所と同じく〆粕一俵が二一貫目なのはクナシリ場所だけであった。北海道本島では最も千島寄りのネムロ場所でも一俵＝二一貫五〇〇目であった。[24] エトロフ以外の場所では、直轄に伴う価格の設定は直轄前の交易価格が基準となった。しかし、エトロフ場所には基準となる交易価格が存在していなかった。そこで、クナシリ場所の価格がエトロフ場所の価格設定の基準とされたのである。

表1　エトロフ・クナシリ産物価格対照表

エトロフ場所(a)		クナシリ場所(b)		a/b
鱒〆粕	358文＝1俵＝21貫目	〆粕	448文＝1俵＝21貫目	4/5
鱒油	2240文＝1挺＝4斗 (560文＝1斗)	鱒油	1344文＝2斗 (672文＝1斗)	5/6
塩鱒	448文＝16束 (28文＝1束)	鱒	448文＝12束 (37文＝1束)	3/4
水豹油	2688文＝1丁＝4斗 (672文＝1斗)	アザラシ油	1568文＝2斗 (784文＝1斗)	6/7
鯡	448文＝6束	鰊	448文＝6束	1/1
干鱈	448文＝10束 (45文＝1束)	鱈	448文＝8束 (56文＝1束)	4/5
鮭あたつ	448文＝12束 (37文＝1束)	鮭アダツ	448文＝8束 (56文＝1束)	2/3

(　)内は史料より比較のために算出。小数点以下は四捨五入。
出典　エトロフ場所…「エトロフ場所産物買入直段書」(北方歴史資料館蔵)
クナシリ場所…荒井保恵「東行漫筆」(秋葉実『北方史史料集成第一巻』北海道出版企画センター　1991年　所収) 196～197頁より作成

クナシリ場所は一七五四年に開設され、産物を「日本」市場に供給していた。[25] クナシリ場所はすでに「日本」市場と直結していたのである。場所請負人による漁業が始められた直後の一七八九（寛政元）年には、クナシリ・メナシの戦いと呼ばれるアイヌと「日本」人の紛争が起きた。[26] そのような軋轢が発生したのも、「日本」市場向けの産物が存在していたからである。クナシリ場所での価格も直轄化時点の価格で固定したもので、その時点では「日本」市場に適うものであっただろう。エトロフ場所は、価格設定の際にはまだ「日本」市場と直結してはいなかったが、基準となったクナシリ場所での価格を通じ、間接的に「日本」市場の影響下にあったと言える。エトロフ場所での設定価格は、同額の鰊を除いてクナシリ場所での価格より低くなっている。エトロフ場所で設定された価格には、近藤の見解にあるような経済的要因に対する配慮があった。

ところで、エトロフ島は国境の島であったが、エトロフ場所が開設された時には、その国境は管理されていなかった。エトロフ島のアイヌは、ロシア支配下にあったさらに北の島々のアイヌと、「千島交易」と呼ばれる交易を行っていた。そこでは、エトロフ島のアイヌは中継交易を担っていた。彼らは、クナシリ島で絹や木綿の織物・刀剣・鋳鉄鍋・漆器などの「日本」品をラッコ皮や鷲羽などと交換して入手した。それら「日本」品

を千島列島北部のシュムシュ島やパラムシリ島、さらにカムチャッカまで持って行き、ラッコ皮や鷲羽などと交易していた。[27] 幕府が彼らのウルップ島以北への渡海を禁じたのは、場所開設後の一八〇三年であった。[28] エトロフ場所が開設された時点では、エトロフ島のアイヌは国境を越えて往来していたのである。

アイヌをロシア側につけさせないためには、アイヌ「保護」[29]策が重要であった。蝦夷地取締御用掛は、ロシアもアイヌに対して「保護」策をとると想定していた。ロシアの領土拡大策について、武力攻撃をするのではなく、「仁を假り、恵を似せて」なづけていくのが「彼國の奇法」であるとしていた。[30] 対象であるアイヌを勢力範囲内とするか範囲外とするかの違いこそあれ、「日本」と同様に、アイヌ「保護」策をロシアが行うと考え、警戒していた。エトロフ場所開設の前年に、近藤はロシアによるアイヌ「保護」策に関する二つの情報を記している。一つは、カムチャッカの役人が交代し、新しい役人はアイヌへの代物を良くしている、というものであった。そしてもう一つは、アッケシの有力アイヌで、エトロフ島でも強い力を持っていたイコトイが、「ロシア國主」にラッコ皮二枚と行器一つを送っている、という内容であった。[31] 真偽はともかく、そのような情報と、アイヌのウルップ島以北への往来がある中では、ロシアによるアイヌ「保護」策を意識しなければならなかった。ロシアに負けないアイヌ「保護」が必要だったのである。

このことは価格の設定にも影響した。単に経済的要因だけから価格を設定するのであれば、より安い価格設定が可能だったであろう。その方が利益が上がり、市場での競争力もついたはずである。そのようにならなかったのは、アイヌ「保護」の方針が影響したのであろう。

しかし、経済的要因を考慮せず、アイヌ「保護」だけであれば、場所開設以前の価格から下げる必要はない。「日本」市場での価格という、経済的要因の制約も受けていたのである。エトロフ島は国境の島なので、もっともアイヌ「保護」が求められた所である。にもかかわらず、やはり価格設定には経済的要因も作用していたのである。

価格固定と対アイヌ政策

アイヌ「保護」策を示す言葉として、「撫育」あるいは「介抱」がある。エトロフ場所でのアイヌ「保護」策については、菊池勇夫氏による「被下物」の研究がある。それによれば、場所における様々な行事・儀礼の際に、酒・煙草などの「日本」品が「被下物」としてアイヌに渡された。「被下物」はエトロフ以外の場所でも行われていたが、北海道本島の場所ではエトロフ場所と比べるとはるかに少なかった。[32] エトロフ場所における手厚さは、エトロフ島が国境の島であるからだろう。

しかしアイヌ「保護」策は「被下物」の支給だけではなかった。東蝦夷地直轄に際し、蝦夷地取締御用掛は、アイヌ「保護」策の具体的内容について次のように定めている。アイヌを

厚く「撫育」することは必要であるが、理由なく恵もうとすればアイヌに生業に励むことを忘れさせ、かえって良くない。そこで、今までの交易をもとにし、場所ごとに官吏をおいて点検させ、交易の不正がないようにする、というのである。[33] また一八〇二（享和二）年に箱館奉行の戸川安論と羽太正養は、東蝦夷地の取締りの「眼目」はアイヌの服従の一事に帰するとしている。しかし、服従と言ってもみだりに「介抱」のみを厚くし、いたずらに物をあたえ、美食を給させるなどして一時のよろこびをとるわけではない、と述べている。[34] 蝦夷地の統治にはアイヌ「保護」策が必要であり、その中で交易の改善が重要とされた。むしろ一時的なものである「被下物」を渡すことよりも、交易の改善の方がより好ましい「保護」策であると考えられていた。価格の固定は交易の改善の一つであり、アイヌ「保護」という経済外的要因によるものであった。

価格の「設定」には「日本」市場という経済的要因の影響があった。それに対して価格の「固定」はアイヌ「保護」策という経済外的要因によるものであった。そして固定価格は「日本」市場の動きと関係なく維持され続けた。例えばエトロフ場所での鱒〆粕や鱒油の買い入れ価格は「エトロフ場所産物買入直段書」と一八六〇（万延元）年の記録[35]で両商品とも全く同じ価格である。固定価格が商品相場の変動する「日本」市場との間に乖離を見せるのは不可避であった。

第2節　エトロフ場所経営の推移

エトロフ場所の経営は、開設当初こそ順調であったが、しだいに悪化していった。すでに述べたように、その原因は漁獲量の減少とされてきた。しかし、変化があったのは漁獲量だけではなかった。生産局面以外の条件も変化していたのである。それらについても十分な分析が必要である。ここでは、場所開設直後の一八〇三年に御普請元締格山田鯉兵衛が作成した報告（以下山田報告とする）[36]と、高田屋の場所請負中のものと考えられる史料「エトロフ中考」[37]の比較を行う。収支は前者が黒字であり、後者が赤字である。両者を検討することにより、経営悪化の原因を解明していく。

場所開設当初の経営状況

場所開設当初のエトロフ島の様子は近藤重蔵の記録から知ることができる。近藤は一八〇〇年閏四月二四日にエトロフ島に着き、早くも五月には漁業についての報告書を作成している。そこでは、アイヌが漁業に不慣れであることを問題とし、一両年は赤字が大きいと予測している。しかし鱒鮭の豊富さを指摘し、産出量を増やして場所経営を安定させる考えも示されている。[38] また同月中の別の文章ではエトロフ場所の一八〇〇年の出荷量を「三千石内外」と見積もっている。[39] 五月付けの文章には漁業の詳細は記されていないので、これは漁業開始前の見通

しであろう。

翌六月付けの文章になると、漁業が始められたらしく、その具体的な様子が書かれている。漁は予想以上によく、アイヌの労働も懸念したようには悪くはなかった。エトロフ場所は開設の時点から好漁であった。漁場がさらに開かれ、新規の開発もなくなる「明後年」には、「荷物」（出産物）は格別に増え「仕入物」は減るであろうと予測した。[40] 前月の文中にある経営の改善も可能と考えたであろう。

近藤が言う「明後年」の翌年に記された山田報告では、産出量は一万八〇〇〇石と近藤による一八〇〇年の見積もりの六倍であり、収支は一万一六六両という黒字になっている。経営的には、産出量よりも一万一六六両の黒字に意味がある。産出量のみではなく、販売価格も黒字の重要な要素である。エトロフ島は蝦夷地の中でも「日本」市場から最も遠い。箱館まで輸送費がかかるが、それは山田報告では一〇〇石あたり三五両であった。山田報告の鱈〆粕産出量は四〇万貫目＝一万石とあり、仮に鱈〆粕を全て箱館まで運べば、その運賃だけで三五〇〇両となり、これは鱈〆粕の販売代金一万一四二八両余の約三割に相当する。輸送コストがかかる以上、それに見合う販売価格が必要である。山田報告に記された価格「金壹両ニ付三拾五貫目」とは、まさにそれに適う販売価格であった。

また、仕入物代金も当然ながら重要な要素となろう。近藤は一八〇〇年の「明後年」には新規の開発もなくなるとしている。それに従えば、山田報告の時点ではすでに初期投資は終えていると想定できるので、仕入物はアイヌへの代物や産物の生産に必要な俵などであろう。それらは「日本」市場で調達されたものである。一万八〇〇〇石の産物のための仕入物が四〇〇〇両にすぎなかった。このことも黒字に寄与したと言える。

エトロフ場所の漁業は「日本」側の予想以上に順調であった。山田報告を受けて箱館奉行の戸川・羽太は「安心仕候」[41]としている。少なくともこの時期まではエトロフ場所経営には明るい見通しが立てられていた。しかし、山田報告に書かれたエトロフ場所の繁栄は持続しなかったのである。

場所経営の悪化

表2は、山田報告と高田屋の史料「エトロフ中考」の収支の内訳をまとめたものである。「エトロフ中考」には、年代の表記はない。しかし、運上金が千両となったのは早くても一八〇六（文化三）年からとされており、[42] この史料の成立は、一八〇六年から高田屋が場所請負から外された一八三二年までの間とすることができる。二つの史料には、産出量や価格に大きな差が見られる。何よりも山田報告が一万一六六両の黒字であったのに対し、「エトロフ中考」では一四五九両二分の赤字となっている。ここでは、エトロフ場所の産物の中で量・額とも最大の鱈〆粕を中心に検討する。

収入の合計は、二万二四一七両から六八五三両に減っている。

先行研究では、産出量の減少が原因に挙げられている。総産出量は「エトロフ中考」では一万石となっており、山田報告の一万八〇〇〇石から減少している。鱒〆粕の占める割合は依然として大きいが、その産出量も五三五〇石であり、四〇万貫目＝一万石であった山田報告に比べると大きく減っている。山田報告のように産出量が多ければ、収入も多かったであろう。しかし、産出量が多ければ、仕入物の代金や運賃といった支出も多くなる。価格・運賃が「エトロフ中考」の水準で、鱒〆粕が一〇〇石＝四〇〇〇貫目増加した場合、収入は約八一両増加するが、支出も六五両増加し[43]収支の改善は約一六両となる。「エトロフ中考」では、鱒〆粕は売上総額の五九％を占めている。不足分一四五九両二分の五九％にあたる約八六一両を鱒〆粕であがなうとするならば、五三八二石＝二一万五二七六貫目がさらに必要となる。実際の鱒〆粕産出量二一万四〇〇〇貫目と合わせると四二万九二七六貫目となり、山田報告よりもむしろ二万九二七六貫目増産しなければならなかった。

一方、それぞれの産物の販売価格も下落していた。各産物の販売価格を比較したものが表3である。鱒〆粕の場合、「エトロフ中考」では一両につき約四九・五貫目となっており、山田報告の一両につき三五貫目から大きく値を下げた。

販売価格が山田報告の水準であれば、鱒〆粕の売上額は「エトロフ中考」の水準で「舩中手当分」を加えた四三二三両余より一七九一両多くなる。ここから売上額にかかる支出（「御上様江上納御口銭」・「問屋口銭」・「蔵鋪」）八九両余を引いても一七〇一両余多いこととなる。こ

表2　エトロフ場所経営の内訳

項目		山田報告	エトロフ中考
収入	鱒〆粕	1万1428両余	4040両
	赤魚〆粕	571両余	
	雑魚粕		910両
	鱒油	2500両	
	赤魚油	187両余	
	鱒油雑魚油取合		523両
	塩鱒	1000両	
	鱒塩切		1380両
	紅鱒	160両	
	秋味鮭	4000両	
	秋味切圍	2571両余	
	合計	2万2417両	6853両
支出	仕入物代金	4000両	3400両
	支配人番人稼方給金路用金	1100両	
	番人給金		850両
	運賃	7151両	2700両
	御上様江上納御口銭		137両
	問屋口銭		137両
	蔵鋪		68両2分
	御運上金		1000両
	市中積金		20両
	合計	1万2251両	8312両2分
差し引き		1万0166両	1459両2分不足

表3　エトロフ場所産物販売価格（1両につき）

山田報告	鱒〆粕…35貫目	鱒油…1挺 赤魚油…0.80挺	塩鱒…120本	赤魚〆粕…35貫目
エトロフ中考	鱒〆粕…49.5貫目	鱒油雑魚油取合…1.72挺	鱒塩切…195本	雑魚粕…61.5貫目

挺の場合は小数第3位以下を四捨五入

れがあれば、「エトロフ中考」全体の赤字分一四五九両二分を補い、約二四二両の黒字経営となる。

山田報告と「エトロフ中考」では、支出面でも違いがある。仕入物の代金は、山田報告では出産物一万八〇〇〇石に対して四〇〇〇両であったが、「エトロフ中考」では出産物一万石に対して三四〇〇両であった。これを出産物一〇〇石当たりに換算して比較すると、山田報告が二二・二両であるのに対し「エトロフ中考」では三四両となっている。仕入物の価格が山田報告の水準であれば、その代金は一一八〇両少なくてすみ、それだけで赤字分は二七九両二分にまで圧縮できたのである。前節で述べたアイヌからの買い入れ価格の固定は、産物に対する代物の量が変化しなかったことを意味する。「日本」市場での「日本」品価格が上昇しても、代物の量を減らすことはできなかったのである。仕入物の代金の上昇は、そのまま場所経営に影響したであろう。

仮に漁獲量が山田報告の水準であったとしても、産物の販売価格や仕入物の価格が「エトロフ中考」の水準であれば、エトロフ場所は黒字経営にはならないのであった。経営悪化の原因を、漁獲量の減少のみに帰することはできないのである。エトロフ場所経営を圧迫した要因として、販売価格の下落や仕入物価格の上昇という「日本」市場の動向は無視できない。エトロフ場所経営の悪化は、漁獲量の減少という自然現象のみが原因ではなく、市場の動向という社会経済的問題が原因でもあったとしなければならない。

おわりに

蝦夷地での「日本」人の生産活動は「日本」市場に向けてのものであり、その動向に対応しなければならなかった。エトロフ場所は幕府の手によって開設され、産物の買い入れ価格は「設定」され「固定」された。価格の「設定」は、すでに「日本」市場へ産物を供給していたクナシリ場所での価格を基準としており、間接的にではあるが「日本」市場の影響下にあった。それに対して価格の「固定」は、対アイヌ政策という経済外的要因によるものであり、場所経営はその制約の下に行わなければならなかった。

エトロフ場所の経営を悪化させていたのは、「日本」市場の動向というエトロフ島外のことであった。エトロフ場所最大の産物の鱒〆粕について見てみると、鶴岡実枝子氏によれば、敦賀での〆粕相場は享和期に比べ文化期末には下落していた。鰯の〆粕一〇貫目当たりの価格（一月）は、山田報告の前年の一八〇二年に銀二三匁であったものが、一八一五（文化一二）年になると銀一九匁五分に下落している。[44] 文化期に江差方面や西蝦夷地における鰊の漁獲が回復している。[45] 鰊からも〆粕を生産していたので、そのことも〆粕価格下落の一因であったのだろう。供給増加が、価格の下落を招いたとみられる。これらの連関の分析は今後の課題であるが、この価格競争にエトロフ場所

は対応しきれなかったものと推察される。

エトロフ場所は、開設時には「日本」市場に適うように配慮されていた。しかし一方で市場原理に直面し、一方で経済外的制約を受けていた。販売価格の下落や仕入物価格の上昇によって、経営は悪化せざるを得なかった。場所開設当初の明るい見通しは、「日本」市場の動きによって覆されたのである。エトロフ島での場所開設にも漁業経営の悪化にも、「日本」市場が大きな影響を与えていたのである。

販売価格の下落や仕入物価格の上昇を、固定された買い入れ価格に転嫁することは難しく、収支は赤字となった。「日本」市場の動向が場所経営に不利に働き、それに対応することは経済外的要因が許さなかった。その結果、場所請負人は赤字経営に苦しまざるを得なかったのである。

これまでの研究の中では、場所請負人はアイヌ社会を破壊するものとして描かれることが多かった。それらは、蝦夷地で起きたことに多くの注意を払いすぎているのではないだろうか。場所請負人は、市場である「日本」と、生産地である蝦夷地を結ぶ存在である。場所請負人が抱えていた「日本」側の事情についても注意を払うべきであろう。エトロフ島での場所経営を分析する中で見えてきたのは、変化する市場と経済外的要因のある生産地の間で、経営に苦しむ場所請負人の姿ではないだろうか。

注

(1) 近世期においては蝦夷地の地名の表記は必ずしも一定ではなかった。よって本稿では「箱館」のように当時比較的表記が固定されていた場合以外、蝦夷地の地名は引用などを除き原則としてカタカナ表記とする。

(2) 当時、蝦夷地は我が国とは密接不可分な関係にあったとは言え、必ずしも完全には支配領域ではなかった。したがって我が国の支配領域は現在のものとは異なっているので、その範囲内を本稿では「日本」と表記する。

(3) 近藤重蔵「鯨漁取立ニ付用状草案」(『近藤重蔵蝦夷地関係史料　二』東京大学出版会　一九八六年)二七―二八頁。この史料は下書きであり、ここでは書き込みも含め抹消されていない部分を用いた。以下『近藤重蔵蝦夷地関係史料』所収の史料に関しては同様である。

(4) 箭内健次『通航一覧続輯　第三巻』清文堂　一九七〇年　五一二頁。

(5) 外務省大臣官房国内広報課『われらの北方領土　一九九八年版』一九九九年　六頁。

(6) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』新北海道史印刷出版共同企業体　一九七〇年　四七九頁。

(7) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』・四四一頁。

(8) 羽太正養「休明光記付録」(北海道庁『新撰北海道史　第五巻　史料一』一九三六年)　六七四頁。

(9) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』三二八―三三三頁。

(10) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』三五九－三六〇頁、四七九－四八一頁。
(11) 高田屋によるエトロフ場所の開始は『新北海道史』では一八一〇（文化七）年となっているが（北海道『新北海道史　第二巻　通説一』六〇九頁）、『松前町史』では一八〇三年からとなっている（松前町史編集室『松前町史　通説編　第一巻下』松前町　一九八八年　七〇八頁）。
(12) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』六〇七－六一〇頁。
(13) 高田屋の史料について、先行研究では「高田屋のエトロフ場所の経営についての史料はほとんど残されていない」（菊池勇夫『エトロフ島』吉川弘文館　一九九九年　一七六頁）とされている。
(14) この史料については「文政午年蝦夷地恵戸呂府返地目録寫全」（内閣文庫蔵）に「産物買上直段書」という類似ものがあるが、これには誤記などがあり、高田屋の史料を使用する。
(15) 白山友正『増訂松前蝦夷地場所請負制度の研究』厳南堂　一九七一年　五七八頁。
(16) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』六〇九頁。
(17) 菊池勇夫『エトロフ島』一八四頁。菊池氏は他に悪天候や破船も経営悪化の理由に挙げている。
(18) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』五四四頁。
(19) 近藤重蔵「ゑとろふ概況並ニ漁業見込等ニ付用状草案」（『近藤重蔵蝦夷地関係史料　二』）五一－五二頁。
(20) 幕府は一七九八年一二月に書院番頭松平忠明を、翌一七九九年正月に勘定奉行石川忠房・目付羽太正養・使番大河内正寿・吟味役三橋成方を蝦夷地取締御用掛に命じた。北海道『新北海道史　第二巻　通説一』四四六頁。
(21) 羽太正養「休明光記」（『新撰北海道史　第五巻　史料一』）三五七－三五八頁。
(22) 一八〇七年に幕府は松前・蝦夷地全体を直轄とし、奉行所を松前に移した。それにより箱館奉行は松前奉行と改称された。北海道『新北海道史　第二巻　通説一』四五四頁。
(23) クナシリ場所の鱈価格は一八〇〇年の直轄の時から一二束で八升入り米一俵＝四四八文となったのであり、それまでは八束で同じ価格であった。（荒井保恵「東行漫筆」（秋葉実『北方史史料集成　第一巻』北海道出版企画センター　一九九一年）一九六頁）その場合表1のa／bの数値は1／2となる。
(24) 荒井保恵「東行漫筆」（『北方史史料集成　第一巻』）一七二頁、玉蟲左太夫『入北記』北海道出版企画センター　一九九二年　一九一頁。
(25) 北海道『新北海道史　第二巻　通説一』三二九頁。
(26) クナシリ・メナシの戦いについてはその原因として、「商人を媒介とした松前藩による経済的収奪」とする見解（菊池勇夫「書評　岩崎奈緒子著『日本近世のアイヌ社会』」『日本史研究』四四二号　一九九九年　四七頁　など）と「アイヌと和人の双方向から規定された関係秩序が歪められようとしたときに起こった、いわば文化摩擦」と言う見解（岩崎奈緒子著『日本近世のアイヌ社会』校倉書房　一九九八年　二〇〇頁）がある。
(27) A・ポロンスキー（榎本武揚訳）『千島誌』叢文社　一九七九年　六〇－六一頁。

(28) もっとも一八〇三年にラショワ島アイヌが渡来した時には、エトロフ島アイヌのウルップ島渡海の禁止を告げに来た松田伝十郎はラショワ島アイヌを罰したり追い返したりはしていない（松田伝十郎「北夷談」（高倉新一郎『日本庶民生活史料集成　第四巻　探検・紀行・地誌・北辺編』三一書房　一九六九年）一〇〇－一〇二頁）。ウルップ島以北のアイヌがエトロフ島にくることはこの時点では必ずしも禁じられてはいなかったのではないか。

(29) 結果として必ずしもアイヌの保護につながらなかったとも考えられるので「　」を付した。

(30) 羽太正養「休明光記」（『新撰北海道史　第五巻　史料一』）三二七頁。

(31) 近藤重蔵「ウルップ島逗留赤人ニ付聞取報告草案」（『近藤重蔵蝦夷地関係史料　一』東京大学出版会　一九八四年）二六二－二七〇頁。

(32) 菊池勇夫『北方史の中の近世日本』校倉書房　一九九一年　二一〇－二四九頁。

(33) 羽太正養「休明光記」（『新撰北海道史　第五巻　史料一』）三二六頁。

(34) 羽太正養「休明光記」（『新撰北海道史　第五巻　史料一』）三九四頁、菊池勇夫氏は「撫育」と「介抱」という言葉について「介抱・撫育とも窮民救済的な行為をさして区別なく使われることが多いが、介抱というのは、当時「介抱交易」という言葉が使われていたように、交易を通じてアイヌ社会に恩恵を与えようとすることを本来意味している。また、撫育のほうは、さまざまな機会を通じて下され物を支給し、生活の便宜を与えようとする権力の救恤行為という意味合いが強い」（菊池勇夫『エトロフ島』一二二頁）としているが、この史料からはむしろ「介抱」の方が救恤行為を示すとすることができるのではないか。

(35) 「庚申万延元年蝦夷地恵戸呂府領分御引受留」（内閣文庫蔵）。

(36) 羽太正養「休明光記付録」（『新撰北海道史　第五巻　史料一』）六七五－六八二頁。以下、山田報告についてはこれによる。会計報告の部分についてつぎに掲載する。

亥ノ年エトロフ場所御入用金産物御拂代金凡差引　　山田鯉兵衛

一　金四千両程　御仕入物代金
一　金千百両程　支配人番人稼方給金路用金
壹萬八千石目
一　金七千百五拾壹両程　船之運賃
　此譯
夏荷物
貳千三百石目　江戸廻り
　此運賃千百九拾六両　但、百石目五拾貳両
秋味
貳千石目　江戸廻り
　此運賃千百六拾両　但、百石目五拾八両
壹萬三千七百石目　箱館廻り

此運賃四千七百九拾五両　但、百石目三拾五両
〆
合金壹萬貳千貳百五拾壹両
亥年産物御拂代金納方
一　鱒〆粕四拾萬貫目
代金壹萬千四百貳拾八両餘　但、金壹両ニ付
三拾五貫目
一　赤魚〆粕貳萬貫目
代金五百七拾壹両餘　但、右同断
一　鱒油貳千五百挺
代金貳千五百両　但、金壹両ニ油壹挺
一　赤魚油百五拾挺
代金百八拾七両餘　但、油壹挺ニ付
金壹両壹分
一　塩鱒拾貳萬本
代金千両　但、金壹両ニ百貳拾本
一　紅鱒八千本
代金百六拾両　但、金壹両ニ五拾本
一　秋味鮭拾貳萬本
代金四千両　但、金壹両ニ三拾本
一　同切圍拾八萬本
代金貳千五百七拾壹両餘　但、金壹両ニ七拾本
〆
納合金（貳萬：引用者）貳千四百拾七両
御入用金納金分ゟ差引
金壹萬百六拾六両　全御収納

(37) 北方歴史資料館蔵初出史料であると思われるので全文を掲載する。

エトロフ中考
覚
一　鱒〆粕　五千三百五拾石
内　三百五拾石目　船中手当分引
正味　五千石目
但　四拾五六貫目ゟ下物五拾弐三貫目
平均四拾九貫五百目替
代金四千四拾両程
一　雑魚粕　千五百石目
内　百石目　船中ノ手当分引
正味千四百石目
但　五拾八九貫目より下物六十三四貫目
平均六拾壱貫五百目替
代金九百拾両程
一　鱒塩切　弐千五百石目
内　弐百五拾石目　船中手当分引
正味弐千弐百五拾石目
但　両ニ　百五六十本ゟ弐百三十本
平均百九十五本替
代金千三百八拾両

一　鱒油雑魚油取合千三百挺
　内　六拾五挺　舩中手当分引
正味千弐百三拾五挺
　但　雑魚油弐拾弐挺ゟ拾弐挺迄
　　平均十七挺替
代金七百弐拾両
　内　金百九拾七両　但エトロフ御場所ニ而油壱挺ニ付
　　壱貫百弐十文宛上納之分引
正味金五百弐拾三両
合金六千八百五拾三両
　内
一　金弐千七百両　　壱万石目
　　運賃引
一　金百三拾七両程　御上様江上納
　　御口銭
一　金百三拾七両程　問屋口銭
一　金六拾八両弐分程　蔵鋪
一　金千両　　御運上金
一　金弐拾両　　市中積金
　　弐分之分
一　金八百五拾両程　番人給金
一　金三千四百両　　諸仕入物代金
此〆金八千三百拾弐両弐分
引残金千四百五拾九両弐分　不足

(38) 近藤重蔵「ゑとろふ概況並ニ鯨漁取立ニ付用状草案」(『近藤重蔵蝦夷地関係史料　二』) 八―一七頁。

(39) 近藤重蔵「ゑとろふ渡海船ニ付用状草案」(『近藤重蔵蝦夷地関係史料　二』) 二二頁。

(40) 近藤重蔵「ゑとろふ概況並ニ漁業見込等ニ付用状草案」(『近藤重蔵蝦夷地関係史料　二』) 五六―五八頁。

(41) 羽太正養「休明光記付録」(『新撰北海道史　第五巻　史料一』) 六七五頁。

(42) 高田屋のエトロフ場所請負の運上金が一〇〇〇両となったのを、一八〇六年からとするもの (北海道『新北海道史年表』北海道出版企画センター　一九八九年　九五頁、松前町史編集室『松前町史　通説編　第一巻　下』ぎょうせい　一九八八年七〇八頁) と、一八一八 (文政元) 年からとするもの (北海道『新北海道史　第二巻　通説一』六〇九頁) がある。

(43) 「御上様江上納御口銭」・「問屋口銭」・「蔵鋪」が合わせて四両・運賃が二七両・仕入物代金が三四両となる。なお仕入物代金は後述のように出産物一〇〇石あたり三四両で換算。

(44) 鶴岡実枝子「近世近江地方の魚肥流入事情」『史料館研究紀要』第三号　一九七〇年　二九二頁。

(45) 松前町史編集室『松前町史　通説編　第一巻　下』六九四頁。

本稿の作成にあたり、史料の閲覧・使用を承諾くださった高田嘉七氏と北方歴史資料館に対し、記して感謝いたします。